

第二百十回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第二百十回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百十回国会

七件

七件

所管府省別目次

(第二百十回国会請願)

一、厚生労働省……………

ページ
一

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願（第一四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 てんかん診療における地域連携体制については、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、てんかん患者及びその家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん支援拠点病院の整備を順次進めている。</p> <p>また、てんかん治療支援に関する統括機関であるてんかん全国支援センターにおいて、てんかん患者及びその家族等と関係機関との円滑な連絡・調整を担うてんかん診療支援コーディネーターの認定制度の取組を進めている。</p> <p>加えて、令和五年度は障害者総合福祉推進事業費補助金によりてんかん支援拠点病院等における心因性非てんかん性発作等の実態把握を実施することとしており、引き続き、地域におけるてんかんの専門的な診療を行うことができる体制や医療機関間の連携、てんかんの診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>二 難治てんかんに関する研究・開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により、令和三年度から「microRNA病態に基づいたレット症候群の治療薬開発」及び「ドラベ症候群に対する創薬シーズの最適化と動物モデルでのPOC取得」に関する研究を実施する等の取組を行っているところである。引き続き、病態解明や新薬開発に向けた研究の推進など、必要な支援を行うてまいりたい。</p> <p>また、厚生労働大臣が定める国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の中長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について重点的に取り組むよう定めていることを受け、センターの令和三年度から令和八年度までの第三期中長期計画においては、重点的に取り組む研究開発として、「難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬の開発並びに標準治療法の確立に向けての研究開発」が挙げられており、難治てんかんに関する複数の研究が行われている。引き続き、難治てんかんの研究を推進するため、センターに対して必要な支援</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じた支給決定を行うこととなっており、引き続き、その周知に努めてまいりたい。</p> <p>てんかんに関する総合的な相談窓口の配置については、てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づき、事業主は、雇用の分野における障害</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>者に対する差別が禁止されるとともに、障害者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を行うことができるとされている。</p> <p>引き続き、同法の周知啓発に努めるとともに、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図つてまいりたい。</p> <p>さらに、てんかんに罹患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者は法定雇用率の算定基礎の対象となつていところ、令和四年十二月に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正を含む障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）により、週所定労働時間が十時間以上二十時間未満で働く精神障害者については、令和六年四月から特例的に実雇用率の算定対象に加えることとしてい。引き続き、公共職業安定所において、障害者がその能力に適合する職業に就けるよう、個々</p>

件名	<p>全ての世代が安心して暮らせる持続可能な社会保障制度の確立に関する請願 (第一四二号) 同(第一七一号) 同(第二〇〇号) 同(第四六一号) 同(第四六二号)</p>
主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>の特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p> <p>一 政府としては、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、これから生まれる「将来世代」も含む全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えており、これまでも年金、医療、介護、こども・子育て支援など、社会保障全般にわたる改革を進めてきた。</p> <p>また、政府においては、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を達成するため、消費税率の引上げによる増収分を社会保障の充実・安定化に充てるとともに、その重点化・効率化にも取り組んできたところである。</p> <p>さらに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、「全世代型社会保障構築会議」において、「こども・子育て支援の充実」、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度の改革」、「地域共生社会」の実現」といったテーマを中心に議論が行われ、令和四年十二月に報告書が取りまとめられた。同報告書等を踏まえ、出産育児一時金に係る費用の</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し等の内容を盛り込んだ全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）が、令和五年五月に成立したところである。こうした取組等を通じ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度の構築を進めてまいりたい。</p> <p>二 子育て家庭の孤立感や負担の軽減については、産後ケア事業の法定化や乳児家庭全戸訪問事業の実施、保育の受け皿整備等により、子育て世帯の支援に努めてきた。また、令和四年六月には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）が成立したところであり、その円滑な施行に努めるとともに、令和四年度より、妊娠から出産・子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を一体として実施する事業を創設し、これを継続的に実施することとしており、引き続き、子育て世帯への支援を推進してまいりたい。</p> <p>仕事と子育ての両立を支援する環境整備については、事業</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>主に對して育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に関する措置を講ずることや、常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主に対する、雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表することの義務付け等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正を令和三年六月に行つたところであり、令和四年四月から順次施行されている。引き続き、仕事と子育てを両立できるような職場環境の整備を進めてまいりたい。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーター等の方々に対してはわかものハローワーク等において、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施しており、引き続き、この取組を推進してまいりたい。</p> <p>また、学生の給付型奨学金や授業料免除の拡充については、令和二年四月より真に支援が必要な低所得者世帯に対して、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給を併せて行う高等教育の修学支援新制度を開始した。これにより、大幅に支援が拡充したところである。さらに、令和六年度より年収</p>

<p>件名</p>	<p>パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第四五七号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>六百万円程度までの世帯を対象に、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等への支援を拡大するところである。</p> <p>一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、その普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難治性疾患実用化研究事業においては、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。これらの研究事業について、令和五年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）においては、調査研究の推進と特定医療費の助成を一体で進めるといふ難病対策の趣旨を踏まえ、患者数が本邦において一定の人数に達しないことを指定難病の要件の一つとして定めている。</p> <p>指定難病は難病法に基づく特定医療費の助成の対象とな</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>るため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会（以下「指定難病検討委員会」という。）において、難病法の要件への該当性について、客観的かつ科学的な観点から議論が行われているところ、見直しの検討を行う際には、難病法制定時の衆議院及び参議院厚生労働委員会での附帯決議において、「指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」とされたこと、令和四年十二月に公布された難病法の一部改正を含む障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）に対する衆議院及び参議院厚生労働委員会での附帯決議において、「指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目のない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること」とされたことを踏まえ、指定難病検討委員会において議論が行われる必要があると考えている。</p> <p>三 経済的負担の軽減については、医療保険の高額療養費制度</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにしており、特にパーキンソン病の患者を含む難病患者については、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>特定医療費申請手続については、医療受給者証の指定医療機関の名称の記載方法について、個別の指定医療機関の名称ではなく、「〇〇県の指定医療機関」といった包括的な記載とすることにより、利用する指定医療機関を変更する際の手続を不要とする等、負担軽減を図っている。また、この特定医療費助成制度については、支給開始時期を、支給認定申請日から指定医が医療費助成の対象となると診断した日に遡ることとする難病法の一部改正を含む障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が、令和四年十二月に公布され、令和五年十月に施行されることとなっている。</p> <p>難病患者に対する就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポーターを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。福祉サービスの提供については、障害者の日常</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づく障害福祉サービスの活用を可能としている。また、難病相談支援センターが、難病患者就職サポーターと連携して、きめ細かな支援を行っていくことが重要であり、引き続き、これらの施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 パーキンソン病の患者を含めた難病患者が、どこに暮らしていても適切な医療を受けられるよう、疾病の特性に応じて早期に正しい診断が付き、身近な医療機関で治療を続けられる医療提供体制の整備が必要であると考えている。</p> <p>そのため、都道府県が指定する難病診療連携拠点病院や難病診療分野別拠点病院が中心となって、難病医療支援ネットワークと連携しながら、難病患者に対する相談支援や診療連携、入院調整等を行う体制の整備に取り組んでおり、令和四年四月一日現在、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、同日現在の難病診療分野別拠点病院は二十五自治体において七十四医療機関が整備されている。今後ともこうした取組を積極的に進めてまいりたい。</p>

